

令和7年度 兵庫県立西脇北高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立西脇北高等学校

1 学校の方針

本校は、多部制単位制高校であり、様々な学習歴や生活背景を持つ生徒が通うため、各生徒の内面に寄り添う教育活動を重視している。

また、「いじめは、いつでもどこでも起こりうるもの」という認識を全教職員が持ち、日頃から積極的に声をかけ、内面理解に努めながら、生徒を見守る体制を構築している。

これらの取組をさらに充実させ、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた日常の指導体制を構築するとともに、家庭や地域、関係機関と連携しながら、いじめを根絶することを目指す。

2 令和6年度の状況

昨年度もいじめ防止対策推進法に基づき、いじめの積極的認知を行った。年3度のいじめアンケートを実施した。本校の過去にいじめ認知のケースは、いじめアンケートによる認知よりも生徒からの教員への訴えで認知するケースが多いようである。昨年度は、生徒同士の悪口・陰口の言い合いからいじめとして認知するケースが1件あった。

3 基本的な考え方

本校には、自分に対する誇りや自信を持ってない生徒が多く、この状況を改善するため、本校は日常の地域ボランティア活動をはじめとした体験活動を通じて、自己有用感を獲得し、自信と誇りを持たせ、自己実現を図る取組を進めている。

また、ボランティア活動に加え、コーピングによるストレス対処、研究授業や北高検定、学力向上、地域と連携した諸行事の実施、防災ジュニアリーダーや阪神・淡路大震災追悼行事などの防災教育、部活動の活性化などにも取り組み、生徒の自己実現を可能にするための環境整備を進めている。

これら「自分自身や人を大切にすること、命を大切にすること」に重点を置いた取組は、いじめを生まない学校風土づくりに役立っているが、さらに、「いじめの現場の周囲にいる観衆や傍観者も、いじめに大きく関係していること」を生徒に理解させ、周囲がいじめを監視し未然に防止できる雰囲気づくりをめざしている。

そのために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理などに関する専門的な知識を有する関係者により構成される教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を「別紙1 校内指導体制及び関係機関」にまとめた。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識したうえで、教職員が生徒・集団の小さな変化を敏感に察知するために「別紙2 生活実態調査」を実施し早期対応をする。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の方法、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、「別紙3 年間指導計画」を別に定める。また、県教育委員会から出されているいじめ未然防止プログラムを積極的に活用し、防止に努める。

(3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめの解決を迅速に行うための「別紙4 組織的対応」を別

に定める。

また、職員・保護者・学校評議員・学校関係者評価委員の意見をもとに、指導計画を年度毎に見直し、指導の改善を図る。

5 教職員のいじめ対応能力の向上

カウンセラーや特別支援コーディネーター等を講師としたカウンセリングマインド研修をはじめ、本校の生徒の実態にあった事例研究などを実施し、法令の理解や危機管理意識の向上により、いじめに対する対応能力を高める。

6 ネットいじめへの対応の充実

(1) 体制の整備

生徒や教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

兵庫県警サイバー犯罪対策課等と連携をし、インターネット上の誹謗中傷やいじめをはじめ、書き込みや画像の削除、SNS のモラルハザードへの対応について学校全体で組織的に対応をする。

(2) 未然防止のための取組

インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて発信されるいじめを未然に防止する生徒向け講演会等の取組を行い、効果的に対処することができるように啓発をする。

保護者に対しては、規定や法令等の順守や、いじめの定義を踏まえ、保護者の責務について各種説明会や学年懇談会、育友会総会などを通じて周知を図る。

また、ホームページにいじめ防止基本方針を掲載し、学校の方針を広く社会に伝え、多方面からの協力を得る取組を実施している。